

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

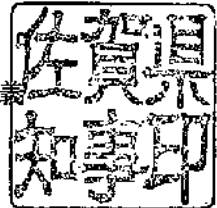


住 所 福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番2号

氏 名 株式会社イマナガ
代表取締役 今永 良二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和元年(2019年) 5月22日
許可の有効年月日 令和8年(2026年) 5月21日



1. 事業の範囲

収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない)

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

塵石綿等
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

複写厳禁

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年 5月22日 更新許可 優良基準適合
令和2年 5月28日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

許可の状況

(特別管理産業廃棄物収集運搬業)

氏名	株式会社イマナガ		許可番号	04153000662
住所	福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番2号		電話番号	093-481-5097
事務所の所在地	同上		電話番号	同上
事業場の所在地	福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番1、38番2、41番		電話番号	同上
許可の内容等				
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容	
新規許可 変更許可	平成14年 5月22日 平成15年10月 2日	4153000662	収集運搬業(積替え・保管を含まない)特別管理産業廃棄物の種類(ダイオキシン類を含むことのみにより有害物質となる燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びばいじん)の追加	
更新許可 変更届 変更届 変更届	平成19年 5月22日 平成22年 4月26日 平成23年 9月12日 平成23年 9月26日	04153000662	車両の変更(1台廃止・1台追加) 車両の変更(2台登録番号変更) 車両の変更(1台廃止・2台登録番号変更)	
変更届 変更届 更新許可 変更届 変更届 変更許可	平成23年11月 4日 平成23年11月16日 平成24年 5月22日 平成24年12月 7日 平成25年 3月 6日 平成25年 9月25日		車両の変更(1台追加) 車両の変更(2台登録番号変更) 優良基準適合 車両の変更(1台廃止) 車両の変更(1台追加) 特別管理産業廃棄物の種類(汚泥(1,4-ジオキサン)、廃油(1,4-ジオキサン)、廃酸(1,4-ジオキサン)、廃アルカリ(1,4-ジオキサン)、ばいじん(1,4-ジオキサン))の追加	
変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 更新許可 変更届 変更届	平成25年10月 1日 平成26年 6月11日 平成27年12月22日 平成28年 1月 4日 平成28年 3月 9日 平成28年 7月11日 平成28年11月 8日 平成29年 3月15日 平成29年 3月29日 平成29年10月 3日 平成30年 2月 9日 平成30年 3月13日 平成30年 3月16日 平成30年 8月 8日 平成30年 9月 4日 平成30年12月 5日 平成31年 1月29日 令和 元年 5月22日 令和 2年 5月28日 令和 2年 7月22日		車両の変更(1台廃止・1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台廃止・1台追加) 車両の変更(1台廃止) 車両の変更(7台廃止・8台追加) 車両の変更(1台廃止・1台追加) 車両の変更(1台廃止) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台廃止・1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(1台追加) 優良基準適合 代表者の変更 車両の変更(1台追加)	

複写厳禁

(裏面へ続く)

許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
<div data-bbox="727 589 1158 741" style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold; font-size: 24px;">複写厳禁</div>			

事 業 の 用 に 供 す る 施 設

運 搬 車 船	<p>北九州 88す1356, 北九州 88や3496, 北九州 88や3710, 北九州 88や3436, 北九州 800は・167, 北九州 800は・・40, 北九州 800は・439, 北九州 100き4557, 北九州 100さ5945, 北九州 100す1315, 北九州 100か8436, 北九州 100す・492, 北九州 100す2233, 北九州 100さ・364, 北九州 100さ1962, 北九州 100さ3411, 北九州 100か8326, 北九州 100は1007, 北九州 100は1144, 北九州 100は1639, 北九州 100さ5571, 北九州 100は1041, 北九州 100は1969, 北九州 100さ8667, 北九州 100す1441, 北九州 100す1412, 北九州 100は1150, 北九州 400ち・487, 北九州 400ち3929, 北九州 100す4096, 北九州 800は1130, 北九州 100き1265, 北九州 100き1268, 北九州 100き1272, 北九州 100き1290, 北九州 100は3129, 北九州 800は1162, 北九州 100は3131, 北九州 100き1336, 北九州 100す5491, 北九州 100は3243, 北九州 100す5561, 北九州 100は3283, 北九州 100き2252, 北九州 100き2253, 北九州 100は3501 以上46台</p>
------------------	--

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。